

Z-61-E 相続税法 [第一問] 一理論解答一

[第一問] -50点-

問1 -30点-

1 趣旨②

非上場株式等についての相続税の納税猶予の規定は、中小企業の事業承継を支援するため及び中小企業の事業承継の円滑化を通じた雇用の確保及び地域経済活性化の観点からこの制度が設けられている。

2 内容⑧

認定承継会社の代表権を有していた個人として一定の者（以下「被相続人」という。）から相続又は遺贈によりその認定承継会社の非上場株式等（その被相続人から相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる特例受贈非上場株式等に係る認定承継会社の株式等（株式又は出資をいう。以下同じ。）を除く。）の取得をした経営承継相続人等が、その相続に係る相続税の期限内申告書の提出により納付すべき相続税の額のうち、その非上場株式等でその相続税の申告書にこの規定の適用を受けようとする旨の記載があるもの（その相続の開始の時ににおけるその認定承継会社の発行済株式又は出資（議決権に制限のない株式等に限る。）の総数又は総額の3分の2に達するまでの部分として一定のものに限る。以下「特例非上場株式等」という。）に係る納税猶予分の相続税額に相当する相続税については、その相続税の申告書の提出期限までにその納税猶予分の相続税額に相当する担保を提供した場合に限り、その経営承継相続人等の死亡の日まで、その納税を猶予する。

3 未分割である場合③

相続税の申告書の提出期限までに、その相続又は遺贈により取得をした非上場株式等の全部又は一部が共同相続人又は包括受遺者によってまだ分割されていない場合における2の規定の適用については、その分割されていない非上場株式等は、その相続税の申告書に2の規定の適用を受ける旨の記載をすることができないものとする。

4 手続規定⑥

(1) 2の規定は、2の規定の適用を受けようとする経営承継相続人等のその被相続人から相続又は遺贈により取得をした非上場株式等に係る相続税の申告書に、その非上場株式等の全部若しくは一部につき2の規定の適用を受けようとする旨の記載がない場合又はその非上場株式等の明細及び納税猶予分の相続税額の計算に関する明細その他一定の事項を記載した書類の添付がない場合には、適用しない。

(2) 2の規定の適用を受ける経営承継相続人等は、税務署長がやむを得ない事情があると認める場合を除き、2の相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日から猶予中相続税額に相当する相続税の全部につき納税の猶予に係る期限が確定する日までの間に経営報告基準日が存する場合には、届出期限（第1種基準日の翌日から5月を経過する日及び第2種基準日の翌日から3月を経過す

る日をいう。以下同じ。)までに、引き続いて2の規定の適用を受けたい旨及び2の特例非上場株式等に係る認定承継会社の経営に関する事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

5 納税猶予分の相続税の免除⑥

2の規定の適用を受ける経営承継相続人等が次のいずれかに掲げる場合に該当することとなった場合(その該当することとなった日前に納税の猶予に係る期限が確定等した場合を除く。)には、それぞれに定める相続税を免除する。この場合において、税務署長がやむを得ない事情があると認める場合を除き、その経営承継相続人等又はその経営承継相続人等の相続人は、その該当することとなった日から同日以後6月を経過する日までに、一定の事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

(1) その経営承継相続人等が死亡した場合

猶予中相続税額に相当する相続税

(2) 経営承継期間の末日の翌日以後に、その経営承継相続人等が特例非上場株式等につき非上場株式等についての贈与税の納税猶予に係る贈与をした場合

猶予中相続税額のうち、その贈与に係る特例非上場株式等のうち贈与税の納税猶予の適用に係るものに対応する部分の額として計算した金額に相当する相続税

6 納税猶予額④

(1)に掲げる金額から(2)に掲げる金額を控除した残額とする。

(1) 2の規定の適用に係る特例非上場株式等の価額を2の経営承継相続人等に係る相続税の課税価格とみなして、一定の規定を適用して計算したその経営承継相続人等の相続税の額

(2) 2の規定の適用に係る特例非上場株式等の価額に $\frac{20}{100}$ を乗じて計算した金額を2の経営承継相続人等に係る相続税の課税価格とみなして、一定の規定を適用して計算したその経営承継相続人等の相続税の額

(注) 上記において、①

① 遺贈は、死因贈与を含む。

② 贈与は、死因贈与を除く。

③ 被相続人は、遺贈をした者を含む。

④ 相続人は、相続を放棄した者及び相続権を失った者を含まない。

問2 - 20点 -

1 孫E及び孫Fの2割加算対象の有無

孫Eは、相続税額の2割加算の対象者とならない。③

孫Fは、相続税の2割加算の対象となる。③

2 孫Fの加算対象となる金額及び理由

(1) 加算対象となる金額

1,000万円③

(2) 加算対象となる理由及び金額の根拠となる規定

① 加算対象となる理由⑤

相続時精算課税適用者である孫Fが平成16年中に取得した財産は、孫FがAの直系卑属であり、かつ、Aの養子であることより、相続時精算課税適用財産についても相続税額の加算の規定が適用されるため、相続税額1,000万円全額が相続税額の加算の対象となる。

なお、孫Eについては、孫Eの直系尊属である子Cが死亡しているため、孫Eが代襲してAの相続人となっているため、相続税額の加算の規定は適用されない。

② 加算対象者となる根拠規定⑤

イ 相続又は遺贈により財産を取得した者がその相続又は遺贈に係る被相続人の一親等の血族（その被相続人の直系卑属が相続開始以前に死亡し、又は相続権を失ったため、代襲して相続人となったその被相続人の直系卑属を含む。）及び配偶者以外の者である場合には、その者に係る相続税額は、算出相続税額にその $\frac{20}{100}$ に相当する金額を加算した金額とする。

ロ 一親等の血族の範囲

イの一親等の血族には、被相続人の直系卑属がその被相続人の養子となっている場合を含まないものとする。ただし、その被相続人の直系卑属が相続開始以前に死亡し、又は相続権を失ったため、代襲して相続人となっている場合は、この限りでない。

(注) 上記において、①

① 遺贈は、死因贈与を含む。

② 被相続人は、遺贈をした者を含む。

③ 相続人は、相続を放棄した者及び相続権を失った者を含まない。

④ 贈与は、死因贈与を除く。

⑤ 相続時精算課税適用者は、相続時精算課税選択届出書を提出した者をいう。

Z-61-E 相続税法〔第二問〕—計算解答—

1 相続人等の相続税の課税価格の計算

(1) 相続又は遺贈により取得した個々の財産（次の②及び⑤に該当するものを除く。）の価額の計算

（単位：円）

財産の種類	計 算 過 程	取 得 者	課税価格に算入される金額
宅地J	間口距離(20m、奥行距離(18)m $240,000 \times 1.00 - 240,000 \times 1.00 \times 0.087^{**} = 219,120$ $219,120 \times 360\text{m}^2 \times (1 - 70\% \times 30\%) = 62,317,728$ $** \left(1 - \frac{300\% \times 17\text{m} \times 7\text{m} + 300\% \times 3\text{m} \times 18\text{m} + 200\% \times 17\text{m} \times 11\text{m}}{300\% \times 360\text{m}^2} \right) \times 0.5$ $= 0.08657 \rightarrow 0.087\text{①}$	配偶者乙	62,317,728 ^②
建物K	$10,000,000 \times 1.0 \times (1 - 0.3) = 7,000,000$	配偶者乙	7,000,000 ^②
宅地L	間口距離(16)m、奥行距離(25)m $1,200,000 \times 1.00 \times 400\text{m}^2 \times \left(1 + \frac{150,000,000}{600,000,000} \right) = 600,000,000\text{②}$ ① $600,000,000 \times \frac{300\text{m}^2 \times 3}{300\text{m}^2 \times 10} = 180,000,000$ ② $600,000,000 \times \frac{300\text{m}^2 \times 7}{300\text{m}^2 \times 10} \times (1 - 80\% \times 30\%) = 319,200,000$ ③ ①+②=499,200,000	配偶者乙	499,200,000 ^②
建物N	$33,000,000 \times 1.0 \times \frac{300\text{m}^2 \times 3}{300\text{m}^2 \times 10} + 33,000,000 \times 1.0 \times \frac{300\text{m}^2 \times 7}{300\text{m}^2 \times 10} \times (1 - 30\%)$ $= 26,070,000$	配偶者乙	26,070,000 ^②
宅地P	間口距離(2)m、奥行距離(40)m ① $120,000 \times 0.92 \times 20\text{m} \times 40\text{m} = 88,320,000$ ② $120,000 \times 1.00 \times 20\text{m} \times 20\text{m} = 48,000,000$ ③ ①-②=40,320,000 ④ ③×0.71=28,627,200 ^① $** \frac{20\text{m} \times 40\text{m}^2 - 400\text{m}^2}{20\text{m} \times 40\text{m}^2} = 50\% \quad \therefore 0.79$ イ $0.79 \times 0.90 = 0.711 \rightarrow 0.71\text{①}$ ロ $0.90 \times 0.90 = 0.81$ ハ イ<ロ $\therefore 0.71$ ⑤ $120,000 \times 2\text{m} \times 20\text{m} = 4,800,000 < 28,627,200 \times 40\% \quad \therefore 4,800,000$ ⑥ ④-⑤=23,827,200	配偶者乙	23,827,200 ^②

(15点)

(1) 相続又は遺贈により取得した個々の財産（次の(2)及び(5)に該当するものを除く。）の価額の計算(続き)

財産の種類	計 算 過 程	取 得 者	課税価格に算入される金額
Q株式	<p>① 株主区分 $\frac{8,000\text{個}+24,000\text{個}+4,000\text{個}+3,000\text{個}+10,000\text{個}+5,000\text{個}}{100,000\text{個}}=54\%>50\%$ $\therefore \text{同族株主のいる会社の同族株主①}$ $\text{乙 } \frac{8,000\text{個}}{100,000\text{個}} \geq 5\% \quad \text{B } \frac{24,000\text{個}}{100,000\text{個}} \geq 5\% \quad \text{H } \frac{10,000\text{個}}{100,000\text{個}} \geq 5\%$ $\text{I } \frac{5,000\text{個}}{100,000\text{個}} \geq 5\% \quad \therefore \text{原則評価}$ $\text{F } \frac{3,000\text{個}}{100,000\text{個}} < 5\% \quad \text{Bを中心に判定 } 24\% \quad \text{中心的な同族株主のいない会社}$ $\therefore \text{原則評価①}$ </p> <p>② 業種目の判定 $35\%+20\%>50\%$ 類似しない中分類の業種目に割合が50%を超えることより大分類の運輸業、郵便業を採用① </p> <p>③ 評 価 $145^{(注)1} \times \left(\frac{350^{(注)2} + \frac{4,329^{(注)3}}{17} \times 3 + \frac{16,300^{(注)4}}{203}}{5} \right) \times 0.6 = 16,429.08 \rightarrow 16,429.0$ $\text{(注)1 } 145 < 148 < 151, 151 \quad \therefore 145①$ $\text{(注)2 } \frac{80,000,000 + 75,000,000 - 15,000,000}{2} \div \frac{10,000,000}{50} (200,000\text{株}) = 350$ $\text{(注)3 } \text{イ } \frac{865,800,000}{200,000\text{株}} = 4,329①$ $\text{ロ } \frac{(865,800,000 + 1,115,200,000) \times \frac{1}{2}}{200,000\text{株}} \div 4,952.5 \rightarrow 4,952①$ $\text{ハ } \text{イ} < \text{ロ} \quad \therefore 4,329$ <p>※ 直前期の利益金額 $1,056,000,000 - 150,000,000 - 53,000,000 + 16,000,000 - 3,200,000 = 865,800,000①$ </p> <p>※ 直前々期の利益金額 $\text{(イ) } 980,000,000 - 36,000,000 + 14,000,000 - 2,800,000 = 955,200,000$ $\text{(ロ) } 960,000,000 \times \frac{2}{12} = 160,000,000$ $\text{(ハ) } \text{(イ)} + \text{(ロ)} = 1,115,200,000$ </p> $\text{(注)4 } \frac{10,000,000 + 3,250,000,000}{200,000\text{株}} = 16,300①$ $16,429 \times \frac{100}{50} = 32,858①$ $32,858^* \times 0.9 + 36,000 \times (1 - 0.9) = 33,172 \quad \text{※ } 32,858 < 36,000 \quad \therefore 32,858①$ </p>	<p>配偶者乙 弟 B 姪 F 甥 H 姪 I</p>	<p>132,688,000 398,064,000 99,516,000 165,860,000 165,860,000</p>
その他の財産 米国債	$\$200,000 \times 81 = 16,200,000$	甥 G	16,200,000②

(12点)

(2) 相続又は遺贈によるみなし取得財産価額の計算

(単位：円)

財産の種類	計算過程	取得者	課税価格に算入される金額
生命保険金等	乙 $40,000,000 - 35,000,000^{(注)} = 5,000,000$ 乙が保険料を負担している保険金は全額所得税の課税①	配偶者乙	5,000,000②
	G $28,000,000 \times \frac{1}{2} = 14,000,000$ Gは相続人でないため非課税適用なし。 (注) 生命保険金等の非課税 $5,000,000 \times 7人 = 35,000,000 < 40,000,000 \therefore 35,000,000$	甥 G	14,000,000②

(4) 小規模宅地等の特例の計算

(単位：円)

計算過程		
① 減額単価 (対象宅地と減額割合①)		
乙 (貸)	$\frac{62,317,728}{360\text{m}^2} = 173,104.8 \dots$	86,552.4(0.5)
乙 (事)	$\frac{180,000,000}{120\text{m}^2^{(注)1}} = 1,500,000$	1,200,000(0.8) 80m ² (注2)
(居)	$\frac{180,000,000}{120\text{m}^2^{(注)1}} = 1,500,000$	1,200,000(0.8) (1,200,000 × 0.6 = 720,000) 20m ² (注3)
(注) 1	$400\text{m}^2 \times \frac{300\text{m}^2 \times 3}{300\text{m}^2 \times 10} = 120\text{m}^2$	
(注) 2	$400\text{m}^2 \times \frac{300\text{m}^2 \times 2}{300\text{m}^2 \times 10} = 80\text{m}^2$	
(注) 3	$400\text{m}^2 \times \frac{150\text{m}^2}{300\text{m}^2 \times 10} = 20\text{m}^2$	
(貸)	$\frac{319,200,000}{280\text{m}^2^{(注)4}} = 1,140,000$	570,000(0.5)
(注) 4	$400\text{m}^2 \times \frac{300\text{m}^2 \times 7}{300\text{m}^2 \times 10} = 280\text{m}^2$	
② 選択		
乙が取得した宅地Lのうち特定事業用等宅地等80m ² 、特定居住用宅地等20m ² *1及び貸付事業用宅地等143.333333m ² *2を選択		
※1	$240\text{m}^2 - 80\text{m}^2 \times \frac{240}{400} = 192\text{m}^2 \geq 20\text{m}^2$	$\therefore 20\text{m}^2$
※2	$200\text{m}^2 - 80\text{m}^2 \times \frac{200}{400} - 20\text{m}^2 \times \frac{200}{240} = 143.33333\text{m}^2 < 280\text{m}^2$	$\therefore 143.3333333\text{m}^2$
特例適用対象財産		取得者
① 宅地L 事業用部分	$1,200,000 \times 80\text{m}^2 = 96,000,000$	配偶者乙
② 宅地L 居住用部分	$1,200,000 \times 20\text{m}^2 = 24,000,000$	
③ 宅地L 貸付用部分	$570,000 \times 143.33333\text{m}^2 = 81,699,999$	
④ ①+②+③	$= 201,699,999$	
		課税価格から減額される金額
		201,699,999②

(8点)

(4) 課税価格から控除すべき債務及び葬式費用

(単位：円)

債務及び葬式費用	負担者	計 算 過 程	金 額
債 務	配偶者乙	4,000,000+480,000=4,480,000 遺言執行費用は控除できない。	△ 4,480,000①
葬 式 費 用	配偶者乙	香典返し費用及び墓碑購入費用は控除できない。 香典収入は贈与税の非課税	△ 6,000,000①

(6) 課税価格に加算する贈与財産(暦年課税分)価額の計算

(単位：円)

贈与年分	受贈者	計 算 過 程	加算される贈与財産価額
平成20年	配偶者乙 甥 G	相続開始前3年以内でないため適用なし。	— 10,000,000①
平成21年	甥 E	相続又は遺贈により財産を取得していないため適用なし。①	—
平成22年	配偶者乙		20,000,000①

(5点)

(7) 相続人等の課税価格の計算

(単位：円)

区 分	相続人等	配偶者乙	弟 B	姪 F	甥 G	甥 H	姪 I	計
相続又は遺贈による取得財産		549,402,929	398,064,000	99,516,000	16,200,000	165,860,000	165,860,000	
みなし取得財産		5,000,000			14,000,000			
相続時精算課税の適用を受ける贈与財産								
債務及び葬式費用		△10,480,000						
生前贈与加算(暦年課税分)		20,000,000			10,000,000			
課税価格(1,000円未満切捨て)		563,922,000	398,064,000	99,516,000	40,200,000	165,860,000	165,860,000	1,433,422,000

2 納付すべき相続税額の計算

(1) 相続税の総額の計算

課税価格の合計額		遺産に係る基礎控除額	課税遺産総額
千円 1,433,422		千円 50,000+10,000×7人=120,000 ①	千円 1,313,422
法定相続人	法定相続分	法定相続分に応ずる取得金額	相続税の総額の基となる税額
		千円	円
配偶者 乙	$\frac{3}{4}$	985,066	445,533,000
弟 B	$\frac{1}{4} \times \frac{2}{7}$	93,815	21,144,500
妹 D	$\frac{1}{4} \times \frac{2}{7}$	93,815	21,144,500
甥 E	$\frac{1}{4} \times \frac{1}{7} \times \frac{1}{2}$	23,453	3,017,950
甥 F	$\frac{1}{4} \times \frac{1}{7} \times \frac{1}{2}$	23,453	3,017,950
甥 H	$\frac{1}{4} \times \frac{2}{7} \times \frac{1}{2}$	46,907	7,381,400
甥 I	$\frac{1}{4} \times \frac{2}{7} \times \frac{1}{2}$	46,907	7,381,400
	②		
合計	7人	1	(100円未満切捨て) 508,620,700円

(3点)

(2) 相続人等の納付すべき相続税額の計算

(単位：円)

区分	相続人等							計
	配偶者 乙	弟 B	姪 F	甥 G	甥 H	姪 I		
算出税額	200,096,274	141,244,930	35,311,232	14,264,153	58,852,054	58,852,054		
加算又は減算	相続税額の2割加算		28,248,986	7,062,246	2,852,830	11,770,410	11,770,410	
	贈与税額控除額 (暦年課税分)	△7,200,000 ①			△2,310,000 ①			
	配偶者の税額軽減額	△192,896,274						
	未成年者控除額							
	障害者控除額							
差引税額	0	169,493,916	42,373,478	14,806,983	70,622,464	70,622,464		
贈与税額控除額 (相続時精算課税分)								
納付税額 (100円未満切捨て)	0	169,493,900	42,373,400	14,806,900	70,622,400	70,622,400		
納税猶予額								

(注) 相続税税額の2割加算及び控除金額の計算過程は、次の(3)に記載する。納付税額まで求めています ①

(3点)

(3) 相続税額の2割加算金額及び控除金額の計算

(単位：円)

加算及び控除の項目	対象者	計 算 過 程	金 額
相続税額の加算	弟 B	$141,244,930 \times \frac{20}{100} = 28,248,986$ (対象者及び算式②)	28,248,986
	姪 F	$35,311,232 \times \frac{20}{100} = 7,062,246$	7,062,246
	甥 G	$14,264,153 \times \frac{20}{100} = 2,852,830$	2,852,830
	甥 H	$58,852,054 \times \frac{20}{100} = 2,099,726$	2,099,726
	姪 I	$58,852,054 \times \frac{20}{100} = 2,099,726$	2,099,726
贈与税額控除 (暦年課税分)	甥 G	平成20年分 $(10,000,000 - 1,100,000) \times 40\% - 1,250,000 = 2,310,000$	△ 2,310,000
	配偶者乙	平成22年分 $(20,000,000 - 1,100,000) \times 50\% - 2,250,000 = 7,200,000$	△ 7,200,000
配偶者の税額軽減	配偶者丙	① $200,096,274 - 7,200,000 = 192,896,274$ ② イ $1,433,422,000 \times \frac{3}{4} = 1,075,066,500 \geq 160,000,000$ (算式①) ∴ 1,075,066,500 ロ 563,922,000 ハ イ > ロ ∴ 563,922,000 ニ $\frac{508,620,700 \times \text{ハ}}{1,433,422,000} = 200,096,274$ (算式①) ③ ① ≤ ② ∴ 192,896,274	△192,896,274

(4点)

相続税法【総評】

今年の本試験は、理論に関しては昨年同様、個別理論と事例応用理論でした。

個別理論に関して大本命の「非上場株式等についての相続税の納税猶予」であったことより大多数の受験生が解答できたと思われます。事例応用の「相続時精算課税を絡めた相続税額の加算対象者及び加算対象金額」に関しては、落とし穴もあり題意に沿った解答を作成できた受験生は少ないと思われます。したがって、問1の個別理論を時間配分を考慮し満遍なく書くことができたか否かがポイントです。

計算に関しては容積率の異なる2以上の地域にわたる宅地の評価及び取引相場のない株式は難問であるため、それ以外の論点で確実に得点できたか否かが合否のポイントとなると思われます。

〔第一問〕理論

以下付した配点での予想ボーダーラインです。

問1 23点

問2 10点

合計 33点

〔第二問〕計算

「容積率の異なる2以上の地域にわたる宅地の評価」で3点、「取引相場のない株式」で10点の配点を付しています。

株主区分の判定で2点拾うとして、今年の本試験は40点満点問題と考えて良いでしょう。

① 宅地L(余剰容積率の移転を受けている宅地)② 建物K(貸家)③ 建物N(ビル)④ 宅地P(無道路地)⑤ 米国債⑥ 生命保険金等⑦ 小規模宅地等の特例⑧ 債務控除⑨ 生前贈与加算及び贈与税額控除⑩ 法定相続分(全血兄弟姉妹・半血兄弟姉妹)⑪ 2割加算⑫ 配偶者の税額軽減
上記12項中8項目以上の正解は必須になると思われます。

<計算ボーダーライン>

30点

〔合格ボーダーライン〕

模範解答に付した配点で63点がボーダーラインと予想されます。